

令和2年度(2020年度) 市税等納付・納入カレンダー

納期限 種目		令和2年(2020年)								令和3年(2021年)			
		4/30 (木)	6/1 (月)	6/30 (火)	7/31 (金)	8/31 (月)	9/30 (水)	11/2 (月)	11/30 (月)	1/4 (月)	2/1 (月)	3/1 (月)	3/31 (水)
市 県 民 税 (普通徴収)	市民税課			1期		2期		3期			4期		
固定資産税 都市計画税	資産税課		1期		2期				3期			4期	
軽自動車税 (種別割)	市税総務課		全期										
国民健康保険料 (普通徴収)	保 険 課			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
後期高齢者医療 保 険 料 (普通徴収)					7月分 (1期)	8月分 (2期)	9月分 (3期)	10月分 (4期)	11月分 (5期)	12月分 (6期)	1月分 (7期)	2月分 (8期)	3月分 (9期)
介護保険料 (普通徴収)	高齢介護課			6月分 (1期)	7月分 (2期)	8月分 (3期)	9月分 (4期)	10月分 (5期)	11月分 (6期)	12月分 [※] (7期)	1月分 (8期)	2月分 (9期)	3月分 (10期)
清掃手数料	環境保護課	2・3 月分	4月分	4・5 月分	6月分	6・7 月分	8月分	8・9 月分	10月分	10・11 月分	12月分	12・1 月分	2月分
霊園管理手数料	みどり公園課	全期											
市営住宅使用料	建築課	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
水洗便所改造 資金貸付金返還金	下水道総務課	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
放課後児童クラブ 保護者負担金	教育総務課	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分
保育所保育料	保育課	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分

<注意事項> ※保険料(12月請求分)の口座振替日は令和2年(2020年)12月30日(水)です。

- 口座振替は納期限の日に行います。ご利用の方は前日までに預貯金残高をご確認ください。
- 納期限までに納付・納入いただけなかった場合は、延滞金が加算されることもあります。
- 上記のほか、随時の課税等が発生する場合があります。
- 市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険料、保育所保育料は、コンビニエンスストアでも納付・納入できます。(納付書・納入書1枚あたりの納付額が30万円以下のものに限る。)

お問い合わせ内容	電話 (0465)	窓口	担当課
税金の納付・納税相談について	33-1345	7番	市税総務課
市県民税の課税について	33-1351	9番	市民税課
	33-1354	10番	
固定資産税・都市計画税の課税について	33-1361	11番	資産税課
軽自動車税(種別割)の課税について	33-1343	8番	市税総務課

市税などの納付には口座振替をお勧めします

一度お申込みいただければ、ご指定の金融機関の口座から、納期限の日に自動的に引き落として納税・納付する便利な制度です。ぜひ、ご活用ください。

口座振替ができる種目	担当課	電話(0465)	取扱金融機関
市 県 民 税 (普 通 徴 収)	市税総務課	33-1341	横 浜 銀 行 ス ル ガ 銀 行 み ず ほ 銀 行 り そ な 銀 行 静 岡 銀 行
固 定 資 産 税 都 市 計 画 税			
軽自動車税(種別割)			
国民健康保険料(普通徴収)	保 険 課	33-1834	三 井 住 友 銀 行 静 岡 中 央 銀 行
後期高齢者医療保険料(普通徴収)		33-1843	
介護保険料(普通徴収)	高齢介護課	33-1840	三 井 住 友 信 託 銀 行
清 掃 手 数 料	環境保護課	33-1486	さ が み 信 用 金 庫
霊 園 管 理 手 数 料	みどり公園課	33-1583	中 南 信 用 金 庫
市 営 住 宅 使 用 料	建 築 課	33-1553	中 央 労 働 金 庫
水洗便所改造資金貸付金返還金 (注:ゆうちょ銀行での取扱いなし)	下水道総務課	33-1616	小 田 原 第 一 信 用 組 合
放課後児童クラブ保護者負担金	教育総務課	33-1731	か な が わ 西 湘 農 業 協 同 組 合
保 育 所 保 育 料	保 育 課	33-1451	ゆ う ち ょ 銀 行 (郵 便 局 含 む)

※ご不明な点は、各担当課までお問い合わせください。

●口座振替の申込手続きには、次の3つの方法があります。

申込方法	申込みができる種目	可能な手続き	具体的な手続きの方法
金融機関の窓口で申し込む方法	上記一覧に記載のある全種目	・新規 ・変更 ・廃止	市内の取扱金融機関に申込用紙が備え付けてありますので、納税通知書または納付書、通帳、口座届出印をご持参の上、手続きをしてください。取扱金融機関の市外店舗で手続きをする場合は、申込用紙を郵送しますので、市税総務課(☎0465-33-1341)までご連絡ください。
小田原市のホームページから申込用紙をダウンロードし、市へ郵送する方法	上記一覧に記載のある全種目	・新規 ・変更 ・廃止 ※ゆうちょ銀行の場合は、変更及び廃止の申込みはできません。	市のホームページから申込用紙をダウンロードし、印刷してください。必要事項を記入し、口座届出印を押印の上、市税総務課宛てに郵送してください。 ●申込用紙ダウンロードページ「小田原市 口座」で検索できます。 小田原市ホームページ>暮らしの情報>税金>市税の納付>納付方法>口座振替で納付
はがき様式の申込用紙を市へ郵送する方法	市県民税(普通徴収) 固定資産税・都市計画税 国民健康保険料(普通徴収)	・新規	納税通知書等に同封されている専用のはがき様式の申込用紙に、必要事項を記入し、口座届出印を押印の上、郵送してください。